商品概要説明書

カードローン

(2025年4月1日現在)

商品名	カードローン		
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。		
	○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。		
	※ただし、契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。		
	○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年		
	度税引前所得とします。)。		
	○生活の根拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご		
	本人またはご家族の持ち家であること。)。		
	○JA(他JAを含む。)との間でカードローン取引を行っていない方。		
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。		
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。		
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。		
契約金額	○10 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。		
	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の25日(休日の場合は翌営業日)		
契約期間	までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがそ		
	の信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないも		
	のと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としま		
	す。		
	○変動金利とします。		
	○お借入利率は、当JA所定の方法により見直しを行います。		
借入利率	○お借入利率には、年 1.4%~2.0%の保証料を含みます。		
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合		
	わせください。		
返済方法	○約定返済		
	毎月25日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、前月約定返済日		
	現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済		
	いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。		
	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	
	1万円未満	前月約定返済日現在	
		のお借入残高	
	1万円以上50万円以下	1万円	
	50 万円超 100 万円以下	2 万円	
	100 万円超 150 万円以下	3万円	
	150 万円超 200 万円以下	4万円	

	200 万田叔 250 万田以下	5 FM	
	200 万円超 250 万円以下	5万円	
	250 万円超 300 万円以下	6万円	
	○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座 随時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはな ませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落 が行われます。		
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。		
担保	○不要です。		
保証人	○当 J A が指定する保証機関(山形県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。		
手数料	○ご融資の際、当JAに対して1,100円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 JA本支店または金融共済部(電話:0238-46-3035)にお申し 出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、 迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)		

	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ
	ム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ
	りません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に
	お問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか
	ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。また、当面の間、電子
	契約サービス手数料はいただきません。
	○その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせ
	ください。

JA山形おきたま